

寄附金等取扱規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「当法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金…当法人の会員又は当法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。
 - (2) 特定寄附金…当法人の会員又は当法人の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を当法人の公益目的事業に使用し、その残余については公益目的事業以外の目的で50%以下を使用することとして募集することができる。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めるものとする。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、当法人の公益目的の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めるものとする。
- 3 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付し、又はホームページにおいて募金目論見書を公開するものとする。

(受領書等の送付)

第5条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び募金目論見書（後者は特定寄附金の場合に限る）を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄付金額及びその受領年月を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

- 第6条 当法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

- 第7条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報)

- 第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 附則 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。